

平健保運収第2号

令和3年10月27日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市国民健康保険運営協議会

会長 宮 寺 賢 一

答 申 書 (案)

令和3年8月26日付け平健保発第176号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

小平市国民健康保険条例の一部改正に係る諮問事項については、いずれも原案を適当と認める。

なお、改正条例の施行日は、令和4年4月1日が妥当である。

2 答申の経緯

今般本協議会に諮問された小平市国民健康保険条例の一部改正の内容は次の2つの項目から成っている。1つ目は国民健康保険税に子ども（未就学児）に係る均等割額の減額措置を導入することについてであり、2つ目は小平市国保財政健全化計画に基づく令和4年度からの税率改定についてである。これら2項目について答申に至る経緯を以下に示す。

- (1) 小平市の国民健康保険税の子ども（未就学児）に係る均等割額の減額措置については、令和3年6月4日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い国民健康保険税の均等割額のうち未就学児に係る均等割額を5割減額する措置を導入するとの内容である。この措置による影響等の説明があり、審議ののち採決を行い、原案を適当と認めることに決したものである。
- (2) 小平市国民健康保険税の税率改定については、国・東京都から計画的な法定外繰入金の削減が求められていることに加え、高齢化の進展、医療の高度化に伴う医療費の増加、医療制度改革による財政基盤の安定化が求められていることを背景として、小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）への対応及び医療給付費の増・保険税収入減への対応として行うものであり、医療分・後期分・介護分を合わせ3.05%の改定を行うことを予定している旨の説明がされ、審議ののち採決を行い、原案を適当と認めることに決したものである。

なお、審議の中では、多くの自治体で一般会計からの法定外繰入を継続してきたが、国は平成30年度に制度改正を行い、財政運営の責任主体を都道府県に移行するとともに、法定外繰入を削減・解消するために約3,400億円の公費を投入している経緯がある中でも多くの自治体では法定外繰入が継続している。このことは、市民の多くが加入する被用者保険の被保険者にとっては保険料の二重負担が継続することになるので、法定外繰入金の解消に計画的に取り組むべきとする意見、小平市の国保財政健全化計画は国の求める原則6年での法定外繰入の解消計画とはなっていないが、令和2年度においては小平市の計画通り遂行されている。東京都からは国保財政健全化計画期間の縮減も求められているが、今後もこの計画に基づき、国保運営基金も活用しながら、一般会計からの法定外繰入金を削減していく方向性とするのが妥当であるとする意見、収入の確保策としては国保財政の根幹をなす保険税について、各種納税方法の周知と滞納者に対する対応を着実にを行い、国保税の徴収率を向上させることが必要との意見、国・東京都の公費拡充とともに、補助金を確実に獲得するべきとする意見、医療費適正化の観点からは、財政収入が少なくなる中で公費負担の拡充も難しい状況下では、健診などの費用は多少の受益者負担を求めても内容を充実させ、病気にならない健康づくりを進めるようなことを考えてもいい時期に来ているのではないかとの意見、保険税の改定による収入で満足できる保健事業の実施を考えることも必要との意見、自営業者やパート職の方の中には国保税の支払いに苦勞している方もいるが減免制度などの情報は行き届いていない。国民健康保険の加入者には低所得者が多いことなどを勘案し、保険制度全般を俯瞰した検討・見直しが必要である、といった多様な意見が述べられた。

さらに、質疑の中では都内26市中現在のところ20市が税率改定を予定しているとの説明とともに、当初予定の期間があれば国保財政健全化計画を変更することなく法定外繰入の解消も可能との見解も示された。

3 附帯意見

- (1) 低所得者対策及び子育て世代の負担の軽減については、市長会等を通じた働きかけを継続すること。
- (2) 国民健康保険税の見直しと併せて小平市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業を着実に推進すること。
- (3) 国民健康保険財政の安定のため、徴収率の向上に努めること。
- (4) 国保財政健全化計画をおおむね2年に1度のペースで必要に応じて見直すとともに、着実に推進すること。